

# 新型コロナウイルス感染予防対策

2020年4月10日

株式会社タシマ創健 幡中 幹生

ご利用者様には新型コロナウイルス（以下コロナと記述）に関する予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。首都圏の感染者数増加に伴い、ついに政府の緊急事態宣言が発令されました。

いま誰もが不安を抱えていると思います。

国の方針では自治体ごとに3つのカテゴリーに分類し、対処していくことが決まりました。感染拡大警戒地域ではない尾道の我々が、現時点で最も重点を置いて対処していくことは、クラスター（集団感染者）を施設内で発生させないということです。

3月20日、尾道で感染者の一報を聞いたときに最初に考えたことは「もし、感染者が弊社の施設を利用していたら」ということです。通常、感染者の利用が施設で確認された場合、2週間の営業停止は免れないでしょう。それ自体は最悪なことではありません。最悪な事態とは当施設からクラスター（集団感染者）が出るということです。（幸い尾道地区でのクラスターは未発生）

現在、東京や大阪では誰が感染していてもおかしくない状況といわれています（多くの方はコロナに感染しても軽症、あるいは症状が出ない）。広島県はまだ感染者が少ないといえども、一人一人が自分も感染しているかも、そして自分が感染源になるかもしれないといった慎重な姿勢で日々を過ごすことが肝要で、その自覚が二次感染を防ぐことに繋がります。

集団感染（クラスター）の場所になりやすい条件とは？

換気の悪いところ（密閉）に、多くの人が集まり（密集）、近くで会話をしたり、声を出すこと（密接）の三密といわれています。三密を避けて、コロナの感染から身を守る最善の方法として下記の取り組みを行っております。

① 施設について（換気と消毒の徹底）

- ・玄関、機能訓練室、食堂、トイレ、洗面所、ご利用者様が触れる場所にはそれぞれ手指消毒スプレーを設置
- ・清掃及び除菌消毒（ベッド、テーブル、椅子、ドアノブ、手すり等）
- ・換気（1時間に1回、5～10分程度）

## ② スタッフの体調管理

- ・勤務開始前に発熱（37.5℃以上）せき・頭痛・倦怠感（体のだるさ）の症状がないか確認し、その症状が見られる場合は勤務を認めないこと
- ・ご利用様を施術するごとに手指消毒を行っています。
- ・うがいの徹底、マスクの着用を推奨しています。

## ③ ご利用者様の体調把握

- ・ご利用様が来所時に発熱（37.5℃以上）せき・頭痛・倦怠感（体のだるさ）の症状がないか確認し、該当する場合はご利用をお断りしています。
- ・来所時とおかえりの際には自身の感染予防のためにうがいと手の消毒の徹底をお願いしています。顔（目・鼻・口）を手で触る前には手の消毒をお勧めしています。

## ④ 感染不安と機能低下を防ぐ

「動かないこと（生活不活発）」により、身体や頭の機能が低下してフレイル（虚弱）が進んでいくことを懸念しています。日本老年医学会のデータでは2週間の寝たきりにより失う筋肉量は七年間に失われる量に匹敵するとも言われています。

厚生労働省は介護サービスが「利用者や家族の生活を継続する上で欠かせないもの」であるとして、継続的に提供されるように支援していく旨の表明をされています。

私たちは国の方針に従い、利用者様の感染不安と機能低下を防ぐために、ご利用に不安を感じてお休みされる方への訪問サービスを開始します。

日本国内では、日毎に感染者数が増えています。緊急事態宣言の対象とされた七都府県とは異なり、現時点で感染拡大警戒地域に当たらない尾道では小中学校の登校が再開されました。営業しても休業しても批判される中、会社は世界の情勢と未来の予測、尾道地区の感染状況とお客様やスタッフの声を鑑みながら、日々熟慮して営業継続の是非判断をしています。

これからも大切な患者様の命と安全を守るために、判断を見誤らないように広い視野と変化に対応する柔軟性をもって、朝令暮改も厭わない迅速な対応を行ってまいります。引き続きのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。